

第62号議案

平成28年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成28年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「135,655,535^m」を「132,066,912^m」に、同条第3号中「371,659^m」を「361,827^m」に、同条第4号中「5,071,211千円」を「2,718,039千円」に、「682,580千円」を「446,307千円」に、「1,973,179千円」を「1,677,855千円」に、「1,115,396千円」を「1,043,985千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	19,530,421千円		△ 34,948千円	19,495,473千円
第1項 営業収益	17,262,513千円		△ 196,026千円	17,066,487千円
第2項 営業外収益	2,267,908千円		39,385千円	2,307,293千円
第3項 特別利益	－千円		121,693千円	121,693千円
		支		出
第1款 事業費用	18,725,714千円		△ 2,157,617千円	16,568,097千円
第1項 営業費用	17,525,009千円		△ 2,477,243千円	15,047,766千円
第2項 営業外費用	1,188,305千円		193,586千円	1,381,891千円
第3項 特別損失	400千円		126,040千円	126,440千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「7,130,305千円」を「6,741,472千円」に、「5,440,144千円」を「3,155,599千円」に、「1,224,474千円」を「－千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額465,687千円」を「当年度分消費税等資本的収支調整額331,311千円、減債積立金2,420,425千円及び建設改良積立金834,137千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	5,045,936千円		△ 2,304,728千円	2,741,208千円
第1項 国庫補助金	574,767千円		△ 153,216千円	421,551千円
第2項 企業債	3,450,200千円		△ 2,072,400千円	1,377,800千円
第3項 出資金	468,000千円		△ 60,000千円	408,000千円
第5項 長期借入金	226,813千円		△ 20,868千円	205,945千円
第6項 負担金	－千円		1,756千円	1,756千円
		支		出
第1款 資本的支出	12,176,241千円		△ 2,693,561千円	9,482,680千円
第1項 建設改良費	8,842,366千円		△ 2,956,180千円	5,886,186千円

第2項 資産購入費	84,840千円	△	12,247千円	72,593千円
第3項 償還金	3,249,035千円	△	1,103千円	3,247,932千円
第4項 補助金返還金	－千円		91,395千円	91,395千円
第5項 出資金返還金	－千円		184,574千円	184,574千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「3,450,200千円」を「1,377,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,004,498千円」を「887,073千円」に、同条第2号中「478千円」を「245千円」に改める。

平成29年3月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌